

第6編 事故災害対策編

第6編 事故災害対策編 目次

第1節 火災対策計画	1
第1 火災予防	1
1 基本方針	1
2 行政指導の徹底	1
3 火災予防対策	2
第2 消防活動	5
1 基本方針	5
2 消防本部による消防活動	5
3 消防団による消防活動	7
4 他の消防機関に対する応援要請	8
第3 災害状況に応じた消防活動	9
1 基本方針	9
2 火災警報計画	9
3 特定区域警防計画	9
4 特殊消防対象物警防計画	10
5 異常時消防計画	10
6 特殊火災消防計画	11
7 飛び火警戒計画	12
8 断、減水時水利計画	13
9 応援隊の要請と誘導計画	13
10 その他の火災消防計画	13
第4 大規模火災予防	13
1 基本方針	13
2 災害に強いまちづくり	14
3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	14
4 防災知識の普及、訓練	16
第5 大規模火災対策	16
1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	16
2 活動体制の確立	17
3 消火活動	18
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	18
5 避難収容活動	18
6 施設・設備の応急復旧活動	18
7 被災者等への的確な情報伝達活動	18
第2節 危険物等災害対策計画	20
第1 危険物等災害予防	20

1	基本方針	20
2	危険物	20
3	銃砲・火薬類	21
4	毒物・劇物	21
第2	危険物等災害応急対策	21
1	活動方針	21
2	応急措置	21
第3	高圧ガス災害応急対策計画	22
1	活動方針	22
2	応急措置	22
第4	火薬類災害応急対策計画	23
1	活動方針	23
2	応急措置	23
第5	毒物・劇物災害応急対策計画	23
1	活動方針	23
2	応急措置	23
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	24
第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方	24
1	基本計画	24
2	施設の現況	24
第2	予防対策	24
1	放射性物質取扱施設に係る事故予防対策	24
2	迅速かつ円滑な災害対策への備え	24
第3	応急・復旧対策	26
1	計画の方針	26
2	核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策	27
3	放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策	34
4	原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策	35
第4節	農林水産災害対策計画	37
第1	農業災害対策	37
1	基本方針	37
2	実施計画	37
3	農作物応急対策	37
第5節	道路災害対策計画	39
第1	道路災害予防	39
1	基本方針	39
2	実施計画	39
第2	道路災害応急対策	41

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	41
2 活動体制の確立	42
3 消火活動	42
4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	43
5 危険物の流出に対する応急対策	43
6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	43
7 被災者等への的確な情報伝達活動	43
8 道路災害からの復旧	44
第6節 鉄道事故・施設災害対策計画	45
第1 目標	45
1 基本方針	45
第2 鉄道事故対策計画	45
1 事業者等の活動体制	45
2 市の活動体制	45
3 連絡通報体制	45
4 応急措置	45
第3 東日本旅客鉄道(株)高崎支社	46
1 防災体制の強化	46
2 事故発生の場合の応急措置、内部体制の確立	47
第4 秩父鉄道(株)	47
1 災害予防計画	47
2 災害応急対策計画	48
第7節 航空機事故対策計画	50
第1 基本方針	50
第2 活動体制	50
1 事業者の対応	50
2 市の対応	50
第3 応急措置	51
1 情報収集	51
2 避難誘導	51
3 消火活動	52
4 応援要請	52
第8節 電気通信設備災害対策計画	53
第1 目的	53
第2 災害予防計画	53
第3 災害発生時の対策	53
1 応急対策措置	53
第4 社外機関との協調	54

1 地方公共団体の災害対策本部との協調.....	54
第9節 電力施設応急対策計画	55
第1 目的.....	55
第2 防災体制.....	55
第3 平常時の対策.....	55
1 情報連絡体制の整備.....	55
2 電力施設の災害予防対策.....	55
第4 電力施設の災害応急対策.....	55
第10節 ガス施設防災業務計画.....	57
第1 目的.....	57
第2 災害予防に関する事項.....	57
1 情報連絡体制の整備.....	57
2 ガス施設の災害予防対策.....	57
第3 災害応急対策に関する事項.....	57
1 情報連絡体制の確立.....	57
2 ガス施設の災害応急対策.....	58
第11節 文化財災害対策計画	59
第1 基本方針.....	59
第2 実施計画.....	59
1 全般的な対策の推進【文化財保護課、消防本部】	59
2 文化財の防火対策【消防本部、文化財保護課】	59

第1節 火災対策計画

第1 火災予防

1 基本方針

都市化の進展、建築物の多様化、危険物需要の拡大等により、地震による大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

火災の発生を未然に防止し、市民の生命及び財産を火災から保護するため、火災予防対策を推進する。

なお、最近の出火原因では、コンロからの出火、たき火、たばこの不始末等からの発生が多い。

2 行政指導の徹底

(1) 市消防計画の作成【消防本部】

市消防本部は、次の事項に留意し、消防計画を作成する。

ア 組織計画

市消防本部、消防署、消防団等の消防機関（以下、消防機関という。）が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定める。

イ 消防団の育成・強化

市消防本部は、消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

市消防計画の策定に当たり、資機材の充実、訓練、意識の向上、市民への指導広報等に配慮する。

ウ 消防施設整備計画

市消防本部は、消防力等の現勢、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図る。

また、消防力の整備指針にのっとり、市の社会構造の変化に対処できる整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討する。

エ 教育訓練計画

市消防本部は、消防職団員の資質の向上を図るため、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる。

更に、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

オ 警報発令伝達計画

市消防本部は、異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を

定める。

カ 火災警防計画

市消防本部は、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を定める。

キ 風水害等警防計画

市消防本部は、風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定める。

ク 応援協力計画

市消防本部は、大規模災害の発生に際して、市の消防力のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立する。

なお、市では、「埼玉県下消防相互応援協定」のほか、次の市及び組合と消防相互応援の協定を締結し、大規模災害に備えている。

災害時において応援を行う場合、また応援を受ける場合の両方の活動状況を想定した訓練、準備を十分に行うとともに、共同訓練を通して情報伝達、指揮、資機材の共同利用等について具体的な計画を作成する。

- 羽生市
- 熊谷市
- 加須市
- 鴻巣市
- 埼玉県央広域事務組合
- 館林地区消防組合
- 埼玉東部消防組合

3 火災予防対策

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、出火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

(1) 建築物の不燃化【都市計画課、建築開発課】

市は、建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進する。

- 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(2) 火災発生原因の制御【消防本部】

ア 防火管理者の育成指導

市消防本部は、学校、工場等（収容人員50人以上）並びに病院、百貨店等（収容人員30人以上）の防火対象物について、必ず防火管理者を選任するよう指導する。

また、当該管理者に対しては、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について指導する。

また、防火管理者資格認定講習会への積極的な参加を促し、防火管理者の防火管理能力の向上に努める。

イ 予防査察指導の強化

市消防本部は、消防法及び行田市火災予防査察規程に基づき、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に予防査察を行い、市内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう管理者を指導する。

ウ 社会福祉施設等の火災予防対策

市消防本部は、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導を実施する。

エ 火災予防運動の実施

市消防本部は、市民における火災予防思想と具体的な予防知識の普及のため、防災関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

オ 防火対象物定期点検報告制度の推進

市消防本部は、不特定多数の者を収容する一定規模以上の防火対象物については、行田市防火対象物の定期点検報告に関する規程に基づき、計画的に立入検査を行い、防火管理、消防用設備の不備等の法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導する。

(3) 耐災環境の整備【消防本部】

ア 消防力の強化

市消防本部は、地震による同時多発火災に対処するため、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」及び市の実情に基づき施設・設備の強化を図るとともに、消防施設強化促進法に基づいて、消防力の充実に努める。

また、消防本部及び消防団における災害通信手段を確保し、適切な消防活動を行うため、消防救急デジタル無線の更新・整備を推進するよう努める。

イ 非常備消防の消防力の強化

市消防本部は、地域に密着した消防団の活動能力を更に向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、より一層市民への防災指導に努める。

また、行田市公共施設等総合管理計画に基づき、消防団庁舎の適切な維持管理に努める。

ウ 消防水利施設、消防機械の整備状況

(ア) 消防水利施設の整備

市消防本部は、地震発生時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想されるため、指定緊急避難場所周辺等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

また、川や池等の自然水利とプール等の人工水利の適切な組合せによる消防水利の多様化を推進し、災害時における消防活動体制の整備に努める。

【資料編】第7 7-1 消防水利の現況

(イ) 消防資機材の整備

市消防本部は、消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車及びはしご付消防車等の日常火災に対する資機材を整備している。

消防団は、消防ポンプ自動車を中心に可搬ポンプ付積載車も整備及び更新する。

なお、市は、「行田市自衛消防団補助規程」に基づき、自衛消防団に対して補助金を交付し、地域の消防力の向上を図る。

【資料編】第7 7-2 消防力の現況

エ 消防団員の確保対策【消防本部】

市消防本部は、必要に応じて次の事項を実施し、消防団員を確保する。

- 消防団装備の機械化、軽量化
- 消防ポンプ自動車等の重点配置
- 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成
- 中核となる消防団員の育成・消防団員の資質の向上
- 消防団員の処遇改善
- 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

オ 民間自衛防災組織等の育成強化【消防本部】

防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次の事項により自衛消防力の強化に努める。

(ア) 民間防災組織の確立

市消防本部は、地域の防火防災意識の向上を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の

育成強化に努める。

(1) 自衛消防組織の育成強化

市消防本部は、大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(2) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、消防機関の円滑な活動を実施するための諸施策を講ずるものとする。

カ 消防通信指令施設の整備【消防本部】

市消防本部は、災害時における迅速確実な消防活動体制の充実強化及び防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信指令施設の整備充実を図る。

第2 消防活動

1 基本方針

消防機関の全機能を挙げて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努め、火災及び風水害等の災害から市民の生命及び財産を保護し、被害を軽減する。

2 消防本部による消防活動

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

市消防本部は、市民からの119番通報、駆け込み通報、高所等からの物見、参集職員、消防団員等からの情報等を総合するとともに、防災関係機関からの情報や消防無線等を活用し、各施設及び周辺の被害状況を的確に把握して、消防活動の方針を決定するなど初動体制の早期確立を図る。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は、応援要請等の手続に遅れのないよう、災害の状況を市長（場合によっては、知事）に速やかに報告する。

ウ 応援隊の受入準備

市消防本部は、応援隊の円滑な受入準備を図る。

(2) 地震火災への対応

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生する時期、気象条件その地域の地勢状況、消防力等により被害の様相が異なり、また次のような悪条件が複合して発生するため、市内の消防力を効果的に運用するとともに、必要により周辺地域からの迅速かつ的確な消防応援を得て地震火災による被害の軽減に努める。

- 火災が、不意に同時多数発生すること。
- 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- 危険物等の爆発、漏えい等により延焼が拡大すること。
- 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

(3) 大規模火災への対応

消防機関は、火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ 火災現場活動の原則

- 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

○火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3 消防団による消防活動

消防団は、地域に密着した消防機関として担当区域内の市民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する。

併せて、火災その他の災害に対しては現有装備を活用し、消防活動に当たる。

(1) 出火防止

消防団は、地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合、担当区域の市民に出火防止（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）について広報するとともに、出火した場合は担当区域の市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防団は、地域における消火活動あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防機関と協力して実施する。

また、倒壊家屋、留守宅における通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防団は、消防機関による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対して止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を実施する。

(4) 避難誘導

消防団は避難情報が発令された場合は、発令内容を市民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら避難方向、指定緊急避難場所等を市民に示し、避難の誘導に当たる。

(5) 被害状況の把握

消防団は、担当区域等の火災の発生状況、道路障害の状況等の必要な情報を収集し、市又は市消防本部に通報する。

(6) 応援隊の受入準備

市消防本部と連携し、応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を実施する。

4 他の消防機関に対する応援要請

(1) 協定に基づく応援要請

消防機関は、大規模な災害が発生し、現有消防力を結集しても十分な活動が困難であると見込まれる場合は、隣接市町等との消防相互応援協定に基づく応援消防隊及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。

市は、「埼玉県下消防相互応援協定」のほか、次の各市、組合と消防相互応援の協定を締結している。

- 羽生市
- 熊谷市
- 加須市
- 鴻巣市
- 埼玉県央広域事務組合
- 館林地区消防組合
- 埼玉東部消防組合

(2) 知事への応援要請

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を実施する。

(3) ヘリコプター等の要請

市長は、消防活動及び救急活動を行うに当たり、自衛隊の出動又は県防災ヘリコプターの出場が最も有効と判断した場合には、知事に自衛隊の災害派遣要請の要求又は県防災ヘリコプターの要請を実施する。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

市長は、協定に基づく隣接市町等の消防隊への応援要請について、協定に定める事項を明らかにする。

また、他の消防機関の応援を必要とする場合、次の事項を明らかにして知事に応援を要請する。

なお、要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 進入経路及び集結場所（待機場所）

○応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入体制

市は、他の消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う際は、連絡係を設置し、受入体制を整備する。ただし、甚大な被害により下記のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊の支援隊の派遣についても要請する。

- 応援消防隊の誘導方法
- 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

【資料編】第2 2-1 災害時相互応援協定等一覧

第3 災害状況に応じた消防活動

1 基本方針

様々な災害の状況に応じた消防活動に基づき、火災発生の警戒、鎮圧に万全を図る。

2 火災警報計画

市長は、消防法第22条の規定により熊谷地方気象台長又は知事から火災気象通報を受けた時、又は気象の状況から火災の予防上危険と認めた時、火災警報を発令し、又は解除する。

(1) 火災警報発令、解除伝達

市消防本部は、消防本部及び市役所のサイレンを吹鳴し、市消防本部並びに各分署の庁舎に吹流しを掲揚するとともに火災警報発令について各分団へ連絡する。

また、広報車や消防ポンプ車等により随時市内を巡回し、火災予防に努める。

火災警報の解除については、各分団に連絡するとともに、吹流しを降下して知らせる。

(2) 火災警報

区分	発表基準
火災気象通報	<p>気象状況が、次のいずれかの基準に達するか、達すると予想される時、熊谷地方気象台は埼玉県に火災気象通報を実施する。</p> <p>(1) 当日の実効湿度が55%以下で最小湿度が25%以下</p> <p>(2) 平均風速が11m/s（秩父地方は10m/s）以上、ただし、降雨、降雪中は除く</p> <p>(3) 当日の実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、かつ、平均風速が10m/s以上</p>
火災警報	<p>知事から火災気象通報を受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める時に一般警戒を促すため発令する警報で、発表基準は、火災気象通報の基準を準用する。</p>

3 特定区域警防計画

市消防本部は、木造家屋が密集し、通路及び水利の便が悪い地域又は危険物の施設等があつて火

災が発生した場合、延焼拡大のおそれのある地域をあらかじめ調査し、特定区域警防計画の策定と実践訓練を行う。

4 特殊消防対象物警防計画

市消防本部は、特殊消防対象物において、火災が発生した場合、延焼が拡大し又は人命に及ぼす危険も非常に大きいため、別途警防計画を定める。

なお、特殊消防対象物とは、次に掲げるものをいう。

- 特定防火対象物（ホテル、病院等）
- 中高層建築物
- 地下建築物
- 木造大規模建築物

5 異常時消防計画

消防機関は、異常な自然現象下で火災が発生した場合には、延焼拡大し、大火となりやすいので、火災の早期発見と迅速なる出動により被害の軽減を図る。

(1) 強風時火災

平均風速10m以上の風が吹いている場合に発生した火災については、次の要領により防御を行い、大火の防止を図る。

- 市消防本部は、火災警報を発令し、広報車及び消防車装備の拡声装置により市内広報を行い、屋外でのたき火の禁止及びその他火気使用上の注意を促し、消防署員を招集待機させ、火災発生に備える。
- 消防団は、あらかじめ定める出動区分に応じて出動する。出動に当たった各分団は、半数以上の団員の招集を行い、分団庁舎に待機し、消防署と常に連絡をとり火災発生に備える。
- 火災発生の通知を受け、又は自ら知った署及び分団の長は、直ちに必要な連絡をするとともに、最高指揮者の指示にしたがって消防活動に従事する。

(2) 烈風下異常乾燥時火災

平均風速15m以上、最小湿度20%以下、実効湿度40%以下の気象状況下にあつては、火災発生の危険が非常に大きいとため、前記強風時火災時の計画に準じた体制のもとに火災発生に対処する。

(3) 多発、続発火災

市消防本部は、火災発生により、出動中に他の地域に火災が発生した場合、延焼拡大及び飛び火の危険があるため、これらの火災に際しては、非番員の招集又は他の市町村に応援を要請し、二次火災に対処する。

6 特殊火災消防計画

火災が延焼拡大し、大火となった場合又は多量の危険物火災若しくは放射性物質等の施設火災が発生した場合には、次により消防活動の万全を期する。

(1) 延焼拡大火災

消防機関は、火災が延焼し、大火になった場合は、最高指揮者の命令のもとに統一された消防活動を行い、各消防隊は、伝令員を配置して本部と連絡を密にし、小防御線、中防御線、大防御線等の延焼防止線を選定し、拡大の防止と被害の軽減を図る。

- 小防御線は、第2出動隊の消防力の範囲内において、防圧可能な火災に対して道路、路地、空地、河川、耐火建築物等を盾として延焼阻止を図る。
- 中防御線は、第2出動隊では防圧不能な場合に第3出動を指令し、市内の全消防力をもって防圧可能な火災に対して道路、公園、空地、河川、鉄道、耐火建築物等により延焼阻止を図る。
- 大防御線は、中防御線で防止不能な場合に、市内全消防力及び隣接市町村に対して特別応援を要請し、道路、空地、河川、鉄道、耐火建築物等をもって消防の総力を集中して火流を阻止する。
- 指揮者は、これらの防御線を選定に当たっては、風力、風向及びその他の気象状況、延焼速度、消防力等を考慮して有効な延焼阻止線となるようその設定に努める。

(2) 危険物火災

消防機関は、爆発性、引火性の強い危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物及び場所に対しては、適切な防御の方法をとり、延焼拡大の阻止を図る。

(3) 高圧ガスに対する応急措置

ア 活動方針

施設管理者は、高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業者又は移動タンク等に災害が発生し、又は危険な状態となった場合、又はその後においても二次的災害を起こすおそれがある場合は、作業を中止し、ガスの安全な場所への移送又は放出を行い、市民を避難させる等の措置を講ずる。

イ 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の応急措置を講ずるものとする。

- 作業等を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出するものとする。なお、この作業に必要な作業員以外は、避難させるものとする。
- 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になった時は、充てん容器を直ちに安全な場所に移すものとする。
- 上記2点に掲げる措置を講ずることができない時は、作業員又は必要に応じて付近の市民に避難するように警告するものとする。

- 充てん容器が外傷又は火災による損傷を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め又は地中に埋めるものとする。

(4) LPガス施設対策措置

施設管理者は、災害のためガス施設に被害の発生するおそれがあるとき、又は発生したとき、ガス供給業者に通報し、速やかに措置するよう依頼し、協力を要請するものとする。

(5) 放射性物質施設火災

施設管理者は、放射線取扱主任者及びその他の責任者に対して所在場所、数量等を確認するものとする。

火災が発生した場合は、人命の危害防止を図るため、未燃焼物の除去を最優先に行うとともに、必要に応じて付近の市民の立退き等の指示を行い、被害軽減を図るものとする。

7 飛び火警戒計画

市消防本部は、飛び火による第二次、第三次火災の発生から大火となるのを防止するため、警戒隊配置場所及び警戒方法並びに自衛消防団との協力体制を定め、飛び火のおそれのある場合における配備体制の確立を図り大火防止に努める。

(1) 飛び火

飛び火は、おおむね次の火災の場合に発生する。

- 強風時火災
- 特殊木造大建築物火災
- 粗雑建物密集地域の延焼火災
- 高地又は低地建物火災
- わらぶき屋根の延焼火災
- 延焼拡大火災

(2) 飛び火火災の発生防止

飛び火危険の範囲は一律ではないが、風向、風速に応じて警戒隊を配置し、巡回警備を行い、飛び火火災の発生を防止する。

- 風速5m内外においては、400m以内に警戒隊を配備し、400m以上の地域は、地元自衛消防団や市民に協力を求める。
- 風速10m以上の場合は、400m～1,000m内外に警戒隊を配備し、風下1,000m以上及び風横方面で飛び火危険のおそれがある地域は、地元自衛消防団や市民に協力を求める。

(3) 警戒隊及び警戒要領

- 飛び火警戒隊は、消防（署）長の指示により2～3箇分団をもって風下で警戒し、他の分団は、消防署隊と協力して、風下及び風横より火災防御に専念する。
- 飛び火警戒隊は、直近の火の見又は高所に見張員を配置し、飛び火火災の早期発見に努める。
- 地元自衛消防団や市民は、小型ポンプ、バケツ、火タタキ等を携帯し、自家の屋根又はその他高所で警戒に当たるものとする。

8 断、減水時水利計画

消防機関は、消防水利の保全に関して、特に注意して調査研究を行い、使用不能水利等の発見に努めるとともに、消防隊の活動が有効に行われるように努める。

- 消防署は、行事予定表に基づき、地、水利調査を行い、断、減水等を発見した場合は、その地域における消防計画をたてるとともに、平常時よりホースを多く積載し、水利の有効適切な使用をし、水利の不足による火災防御不能とならないように注意する。
- 消防団は、各分団とも区域内の水利状況の把握に努め、消防活動の万全を期するものとする。
- 農業用水の断、減水、給水栓の圧力低下等に対しては、直ちに増水手配等の措置を講ずる。

9 応援隊の要請と誘導計画

消防長は、火災の延焼拡大により大火となるおそれがあり、市内の消防力では延焼を阻止することが困難と考えられる場合、隣接市町村に対して応援を要請し、応援消防隊の消防活動が有効に行えるよう、次の要領により誘導配置する。

- 応援を要請した場合は、応援隊の集結場所を直ちに指定し、現場指揮所連絡員を配置する。
- 応援隊が到着した場合、現場指揮所連絡員は、指揮者の指示により1名を乗車させ、延焼防止線直近の安全な道路から自然水利、プール、消火栓等の水量豊富な場所へ誘導配置する。
- 現場指揮所は、全体的見聞が容易な場所に設け、火災の状況を検討しつつ、自己の隊及び応援隊を有効に運用することに努めるとともに、応援隊の集結場所及び延焼防止線にある隊に適宜伝令員を派遣し、指揮命令の伝達に努める。

10 その他の火災消防計画

電車、旅客車、タクシー、自家用自動車等の火災については、人命に対する危険が非常に大きいため、主に人命救助の実施に努める。

第4 大規模火災予防

1 基本方針

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 災害に強い都市構造の形成【都市計画課】

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 消防水利施設の整備【消防本部】

市消防本部は、耐震性貯水槽やプール、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 建築物の不燃化【都市計画課、建築開発課】

「本編 第1節 第1 火災予防（第6編－2ページ）」を準用する。

(3) 火災発生原因の制御【消防本部】

「本編 第1節 第1 火災予防（第6編－3ページ）」を準用する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 通信手段の確保

「第2編 第2章 第5 情報収集・伝達体制の整備（第2編－89ページ）」を準用する。

(2) 消火活動体制の整備

市消防本部は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

市は、平常時から市消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 緊急輸送活動への備え

市は、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

行田警察署は、平常時から関係機関と連絡をとり、道路状況及び交通機関の実態を把握し、災害時に適切な交通確保（規制）措置がとれるよう交通対策を樹立しておくものとする。

(4) 避難収容活動への備え

市は、大規模火災発生時に避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定については、「第2編 第2章 第8節 避難対策（第2編－132～133ページ）」を準用する。

(5) 施設、設備の応急復旧活動

市、事業所及び防災関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備するものとする。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

市消防本部及び事業所は、大規模火災を想定し、より実践的な市民参加型の消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

市消防本部及び事業所は、実践的な訓練を実施するため、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市消防本部は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及

市消防本部は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市消防本部は、要配慮者に十分配慮し、防災知識の普及及び訓練を実施するとともに、地域における要配慮者の支援体制の整備の助言に努める。

第5 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

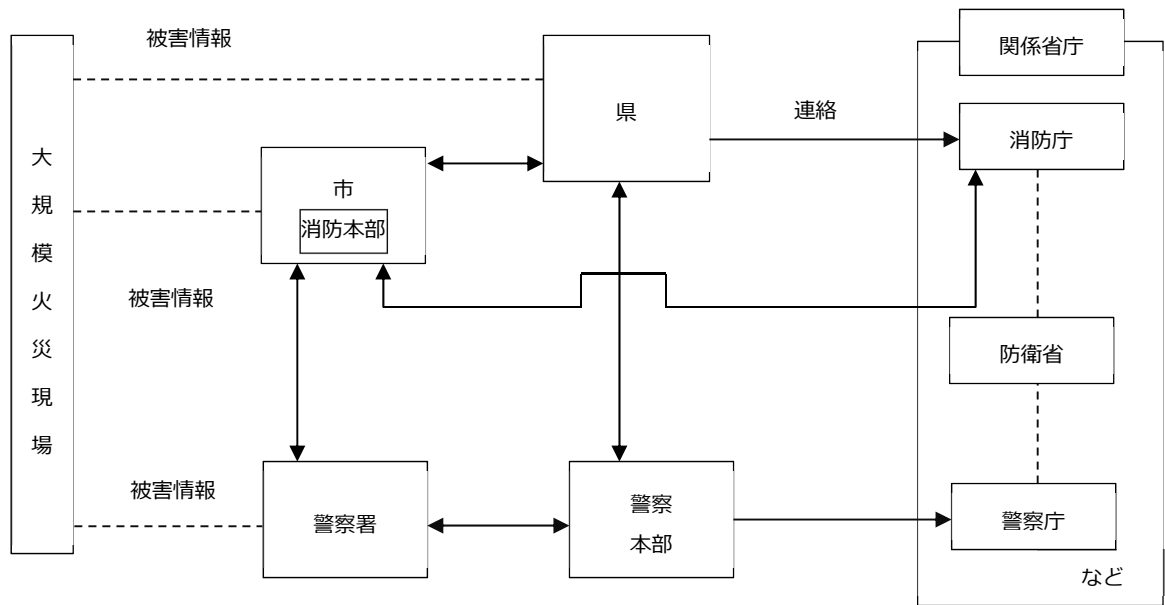
ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市消防本部は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

【情報伝達】



ウ 応急対策活動情報の連絡

市消防本部は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市消防本部は、応急対策活動情報に関して、必要に応じて県及び防災関係機関と情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市消防本部及び防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携し、災害応急活動を円滑に行う体制を整備する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 第2章 第4節 第3 7 自衛隊災害派遣(第2編-78~82ページ)」を準用する。

(2) 事業所の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講ずるものとする。

3 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を実施する。

また、市消防本部は、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。

(2) 交通の確保

市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報等を活用して、通行可能な管理道路や交通状況を迅速に把握する。

行田警察署は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施するものとする。

5 避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第2編 第2章 第8節 避難対策（第2編－137～138ページ）」を準用する。

6 施設・設備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに実施する。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に市民に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じて、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第2節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害予防

1 基本方針

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発、利用の拡大及び生活様式や生産様式の高度化により、危険物の取扱量は著しく増加しており、災害発生時には深刻な被害の発生が予想される。

市消防本部は、危険物施設等の事故の未然防止と被害の拡大防止のため、適正な維持管理による危険要因の排除、教育訓練による危険物取扱者の資質の向上、緊急時の的確な対応措置を推進し保安対策を徹底する。

また、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物

(1) 施設の現況

市内には、危険物施設が253施設、L Pガス充填所が3施設存在する。

ア 危険物施設

施設区分	製造所	貯蔵所						取扱所			合計
		屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	屋外	給油	第1 種販売	一般	
施設数	9	56	48	2	44	19	3	39	1	32	253

イ L Pガス充填所

名称	所在地	電話番号
(株)小野里商店行田営業所	大字持田 2228 番地	556—3857
(株)JOMO プロ関東埼玉支店	藤原町 1 丁目 8 番地 1	554—1744
(株)ホームエネルギー首都圏行田センター	藤原町 1 丁目 18 番地 1	556—3131

(2) 予防対策【消防本部】

- 市消防本部は、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- 市消防本部は、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3 銃砲・火薬類

(1) 施設の現況

市内には、火薬類施設が1施設存在する。

【火薬類施設】

名称	所在地	電話番号
相原銃砲火薬店火薬庫	大字埼玉字境松通り 3134 番地 4	—

(2) 予防対策【消防本部】

市消防本部は、猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで、災害を防止し、公共の安全を確保する。

4 毒物・劇物

(1) 施設の現況

市内には、毒物・劇物貯蔵所（消防法第9条の3第1項により届出）が4施設存在する。

【毒物・劇物貯蔵所】

名称	所在地	電話番号
アサヒ化成工業(株)行田事業所	大字真名板 1392 番地	559—1165
小宗化学薬品(株)行田工場	富士見町 1 丁目 19 番地	556—6261
埼玉県行田浄水場	大字小針 1632 番地	559—3660
メルスモン製薬(株)行田工場	大字野 3666 番地 14	558—0061

(2) 予防対策【消防本部】

市消防本部は、毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく適正な管理について指導等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は行田警察署等に通報するものとする。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずるものとする。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、防災関係機関等との連絡を密にし、次の応急措置を講ずるものとする。

- 危険物の流出及び拡散の防止
- 流出した危険物の除去、中和等
- 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策計画

1 活動方針

施設管理者は、高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、二次災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じて、ガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は行田警察署等に通報するものとする。通報を受けた者は、直ちに防災関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずるものとする。

2 応急措置

(1) 高圧ガス災害の応急措置

施設管理者は、高圧ガス災害については、必要に応じて「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

(2) 二次災害の防止

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じ、二次災害の防災対策を実施する。

- 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させるものとする。
- 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移すものとする。
- 上記2点に掲げる措置を講ずることができない時は、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告するものとする。
- 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めるものとする。

第4 火薬類災害応急対策計画

1 活動方針

施設管理者は、規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合、二次災害を起こすおそれがあることから、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに防災関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を指示するものとする。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防・警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずるものとする。

- 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止するものとする。
- 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。
- 搬出の余裕がない場合は、火薬庫の入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により、災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずるものとする。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずるものとする。

また、届出を受けた者は直ちに防災関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずるものとする。

なお、市は、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずるものとする。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずるものとする。
- 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずるものとする。
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立するものとする。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

1 基本計画

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取扱等を規制することは国の所掌事項であるが、放射性物質が一般環境に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）による影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、次によりその対策を定める。

2 施設の現況

市内には、放射性物質使用施設が1施設存在する。

【放射性物質使用施設】

名称	所在地	電話番号
岩崎電気(株)埼玉製作所	壱里山町1番地1	554-1111

第2 予防対策

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 放射性物質取扱施設の把握【消防本部】

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係【危機管理課】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、関係市町村、行田警察署、消防機関、放射性物質取扱事業者等の防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 通信手段の確保

市は、放射線関係事故発生時において、県の整備する防災行政無線システム等を活用し、緊急情報連絡手段を確保するよう努める。

(2) 災害応急体制の整備【危機管理課】

ア 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて応急活動のためのマニュアル

を作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資器材・装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、平常時から防災関係機関との連携強化を図る。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備【消防本部】

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ県、関係市町村、消防機関及び医療機関で相互の連絡体制を整備し、緊急被ばく医療可能施設を把握する。

(4) 防護資機材の整備【消防本部】

市消防本部は、放射能防護服を救助工作車に2着整備しており、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 指定避難所の指定及び避難収容活動への備え【危機管理課】

ア 大規模な市民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な市民の受入れについては、「第2編 第2章 第8節 避難対策（第2編－132～134ページ）」を準用する。

イ 指定避難所の指定

市は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ指定避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図る。

ウ 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、要配慮者の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者の避難誘導體制を整備する。

(6) 広報体制の整備【広報広聴課】

市は、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

(7) 相談窓口の整備【地域活動推進課】

市は、市民等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

(8) 防災教育・防災訓練の実施【危機管理課】

ア 防災関係者の教育

市は、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施することで、応急対策活動の円滑な実施を図る。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- 放射線防護に関すること。
- 放射線による健康への影響に関すること。
- 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を実施する。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- 放射線防護に関すること。
- 放射線による健康への影響に関すること。
- 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

市は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を実施する。

第3 応急・復旧対策

1 計画の方針

市内における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。このうち、核燃料物質使用事業者においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中のそれと比較して小さいものと考えられる。このため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを準用する。

なお、市を通過する核燃料物質の輸送物は、専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送

物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物※1をも視野に入れる。

更に、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難市民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これらの対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携して実施する。

※1：輸送中に大量の放射性物質を収納しているので、輸送中に遭遇する大事故（火災・衝突・水没等）にも十分耐えられるように極めて強固な放射性輸送物としたもの。

2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 原子力事業者の原子力防災管理者の措置

原子力防災管理者は、核燃料物質等の輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報すべき事象に該当する場合には、直ちに原子力災害対策特別措置法施行規則に定める「第10条通報」様式により、次の事項について、最寄りの消防機関・警察に通報するとともに、県、市及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

- 特定事象発生 の場所及び時刻
- 特定事象の種類
- 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- 気象状況（風向き・風速など）
- 周辺環境への影響
- 輸送容器の状態
- 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- 応急措置
- その他必要と認める事項

(イ) 市の措置

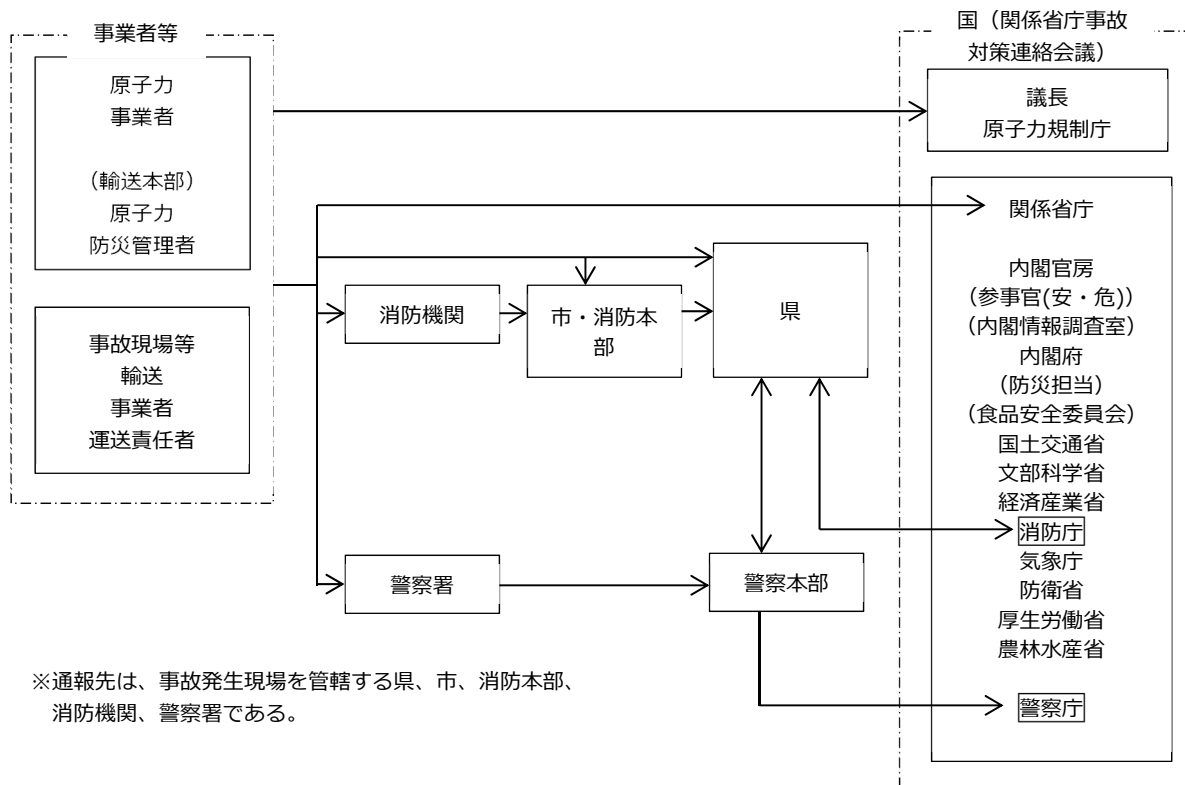
a 防災関係機関との事故情報の交換

市は、事業所などから受けた情報について、県、道路管理者、行田警察署、市消防本部等に速やかに通報するとともに、これらの防災関係機関との間で、情報の交換等を実施する。

(ウ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりである。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



(I) 応急対策活動情報の連絡

市は、原子力防災管理者から応急対策の活動状況等の連絡があった場合、応急対策の活動状況等を県に連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

原子力事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、防災関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、次のとおりである。

- 関係機関への通報・連絡
- 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- 消火及び輸送物への延焼防止
- 輸送物の移動

- 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する。）
- 汚染の拡大防止及び除染
- 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の連絡を受けた市消防本部は、直ちに消防庁及び県に報告する。

また、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

(7) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認める時は、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 第2章 第4節 第3 7 自衛隊災害派遣（第2編－78～82ページ）」を準用する。

ウ 市の活動体制

市は、市消防本部に連絡するとともに、事故の状況に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとり、また関係機関相互の連携を図る。

(3) 消火活動

事業者等は核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を実施するものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を実施する。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 災害対策本部の設置など

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発令して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、下記の(5)以下の措置を講ずるものとする。

イ 災害対策本部の閉鎖

市は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言が発表された時、若しくは原子力災害の危険

性が解消されたと認められた時、災害対策本部を閉鎖する。

(5) 緊急輸送のための交通状況の把握・緊急輸送活動

ア 交通状況の把握

市は、行田警察署、防災関係機関等と密接に連絡を取り、交通規制状況などの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

イ 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。なお、傷病者の安全確保後に傷病者を搬送する。

放射性物質に関する知識を有する者は、傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を実施するものとする。

(6) 退避・避難収容活動など

ア 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するとき、屋内退避又は避難指示等の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、その他要配慮者にも十分配慮する。

【屋外にいる場合に予測される被ばく線量、防護対策の内容（注）】

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv:ミリシーベルト)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注:防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」:自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び気密性によって放射線からの防護を図る。

「避難」:放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

イ 警戒区域の設定

(7) 警戒区域の設定

市長は、原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、警戒区域を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(イ) 関係市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を講ずる。

(ウ) 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したとき、行田警察署その他の防災関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、指定避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

エ 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所の開設に当たり、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、指定避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 要配慮者への配慮

市は、要配慮者に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するとともに、指定避難所での健康状態の把握及び健康管理対策に努める。

カ 市民への的確な情報伝達活動

(ア) 市民への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と連携を図り、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつ、きめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用するほか、行田ケーブルテレビ(株)など放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

(1) 市民への的確な情報の伝達

市は、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を市民に積極的に伝達する。

(2) 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じて、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な職員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

(7) 各種規制措置と解除

ア 運用上の介入レベル（OIL）設定時の措置

市は、原子力規制委員会が運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定した場合は、次のとおり措置を行う。

【OILと防護措置について】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

イ 解除

市は、環境モニタリング等による地域の調査等により、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を実施する。

(8) 被害状況の調査等

ア 被災市民の登録

市は、県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として指定避難所に収容した市民の登録を行う。

イ 被害調査

市は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

- 退避・避難等の措置
- 立入禁止措置
- 飲料水、飲食物の制限措置
- その他必要と認める事項

(9) 市民の健康調査等

市は、退避・避難した市民に対して、必要に応じて加須保健所等と連携して健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療の可能な医療機関に収容等を行う。なお、二次汚染に十分配慮した上で搬送等を実施する。

3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、速やかに次の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の防災関係機関に通報するものとする。

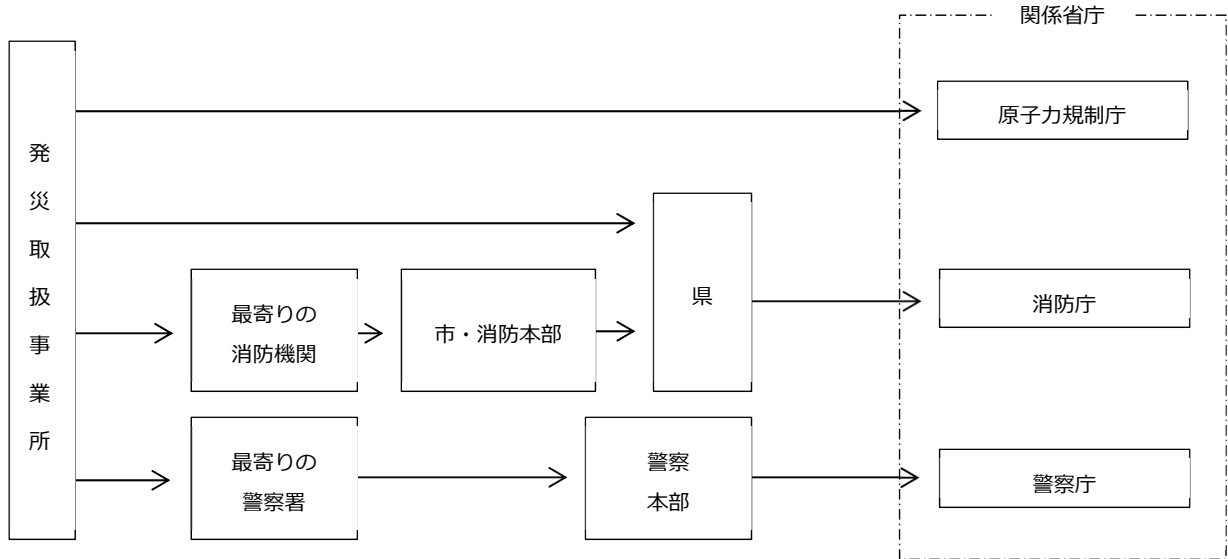
- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況（風向・風速）
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等

○その他必要と認める事項

(1) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(2) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、国、県及び市に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

(2) 活動体制の確立

前項「2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策（第6編－28～29ページ）」を準用する。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

「本編 第3節 第3 2 (4)～(9)」については、原子力発電所事故対策にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

(1) 放射線量等の測定体制の整備

ア 簡易測定の要請

市は、市民から放射線量の測定について要望を受けた場合、指定避難所、保健所、医療機関

等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を要請する。

なお、保健所は、健康相談の窓口を開設するものとする。

イ 空間放射線量の測定体制の整備

県内における放射線量の分布を把握については、県が空間放射線量の測定を実施するものとする。

ウ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

市は、県が実施した飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定結果に基づき、市民に迅速かつ的確な情報を提供する。

また、警戒区域を設定した場合など、原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じて、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を実施する。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

(2) 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては「第2編 第2章 第8節 避難対策（第2編－144～145ページ）」を準用する。

第4節 農林水産災害対策計画

第1 農業災害対策

1 基本方針

農業災害（暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災によるものをいう。）に関し、防災関係機関との連携により、災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る。

2 実施計画

(1) 注意報及び警報の伝達

市は、熊谷地方気象台等から注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は加須農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合、電話又は防災行政無線により速やかに関係団体及び市民に情報の伝達、注意の呼びかけを行う。

(2) 被害状況の把握

市は、JAほくさい行田中央支店等の防災関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

3 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

市は、農作物の被害を最小限にくいとどめるため、加須農林振興センター、JAほくさい行田中央支店等の協力を得て、応急対策及び技術の指導を実施する。

(2) 病害虫の防除

市は、病害虫が発生した場合には、加須農林振興センター、JAほくさい行田中央支店等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める。

(3) 風水害対策

市は、台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸水の被害を受けたとき、ほ場内の早期排水対策、早期収穫等栽培技術の指導に努める。

(4) 農業用施設応急対策

市は、農道等の施設が災害により被害を受けた場合、速やかに応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響の及ぶ市民に通報し、農作物の被害及び人的被害の防止を図る。

(5) 家畜対策

ア 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

イ 家畜伝染病発生時の措置

市は、災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体等の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

ウ 飼料対策

畜産農家は、災害時において手持飼料が流出し、また供給機関からの供給が途絶えた場合には、市に飼料の確保を要請するものとする。

市は、県に要請する等飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

1 基本方針

地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋りょうの落下及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保【道路治水課】

ア 道路交通の安全のための情報の充実

市は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、所管道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

更に、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、災害発生危険性についての情報等を道路利用者に迅速に提供するための体制を整備する。

イ 道路施設等の整備

(ア) 危険箇所の把握

市は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

なお、市内には、次表のとおり特殊通行規制区間として県から設定されている区間がある。市は、県等と協力して交通関係者、市民及び道路利用者に当該規制区間の周知を図る。

【帰省区間、交通量、帰省条件、危険内容】

担 当 事務所名	規制区間		交通量 (H9) 台/日	規制条件 (通行止)	危険 内容	迂回路
	自 郡市町村字 至 郡市町村字	延長 (km)				
行田県土整備事務所	行田市大字須加 ((主)足利・邑 楽・行田線)	0.8	13,013	パトロール 等により危 険が予想さ れるとき	路面 凍結	(主)羽生妻沼線 (国)122号

(1) 予防対策の実施

市は、所管道路において、以下の各予防対策の実施に努める。

- 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、市は、災害が発生した際、所管道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(ウ) 資機材の整備

市は、被災した所管道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を確保する。

(2) 情報の収集・連絡【危機管理課】

ア 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、平常時から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際は、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報通信システムについては、「第2編 第2章 第5節 情報収集・伝達体制の整備（第2編－89ページ）」を準用する。

(3) 災害応急体制の整備【危機管理課】

ア 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や防災関係機関との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定する。

イ 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ近隣市町村や市内の事業所等と協定等を締結しているが、今後とも関係機関と相互応援協定の締結を促進し、

平常時から連携強化を図る。

【資料編】第2 2-1 災害時相互応援協定等一覧

(4) 緊急輸送体制の整備

「第2編 第2章 第10節 第2 2 緊急輸送体制の整備（第2編-164～165ページ）」を準用する。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

市は、道路災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達するため、行田ケーブルテレビ(株)など報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

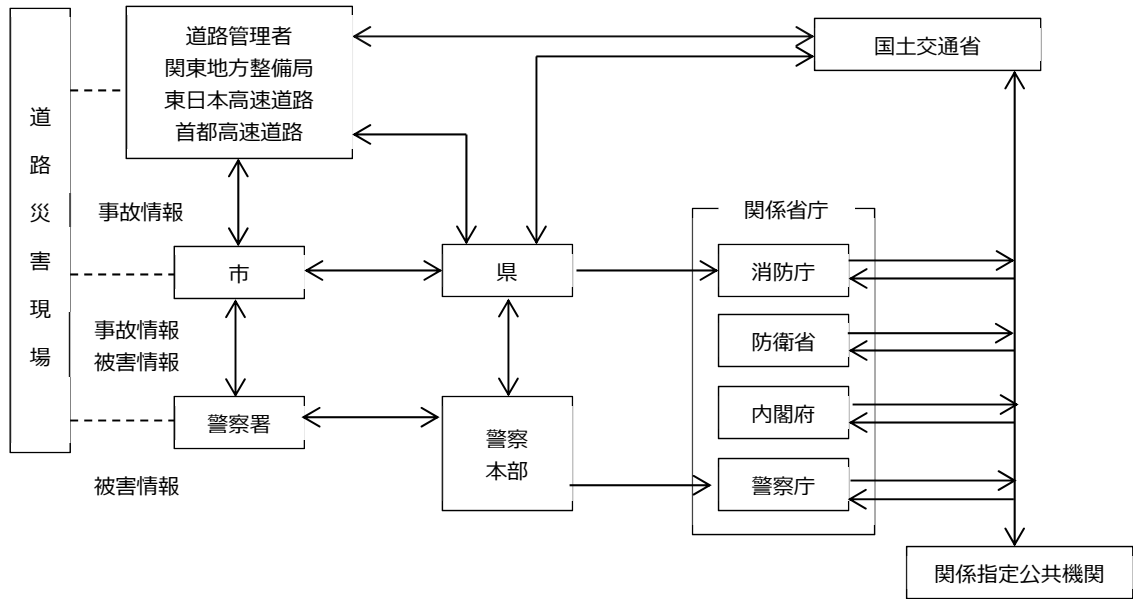
市は、被害状況を県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【道路災害情報の収集・連絡系統】



工 応急対策活動情報の連絡

市は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。また、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整備する。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

3 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報から、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

市は、交通規制に当たり、市は、行田警察署と密接に連絡を実施する。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に実施する。

5 危険物の流出に対する応急対策

市は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

市は、迅速かつ確かな障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を実施する。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつ、きめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に市民に対し伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じて、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する

とともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

市は、防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

市は、道路の復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

第1 目標

1 基本方針

本計画は、列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

第2 鉄道事故対策計画

1 事業者等の活動体制

東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 市の活動体制

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

3 連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段について、「第2編 第2章 第5節 情報収集・伝達体制の整備(第2編-105~108-ジ)」を準用する。

4 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 第2章」及び「第3編 第2章」の各項に定める応急対策を準用するが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 県への報告

市は、市内に鉄道事故が発生した時は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して既に措置した事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に報告する。

(2) 乗客等の避難

ア 事業者等の対応

東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)は、鉄道事故が発生した場合、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するものとする。

イ 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)、行田警察署と協力し、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講ずる。

(3) 災害現場周辺の市民の避難

市長、警察官等は、鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、「第2編 第2章 第8節 避難対策」を準用し、避難指示等を発令する。

(4) 救出、救助

市は、事故救急対策本部等を設置して、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。また、必要により協力者の動員を行う。

(5) 消火活動

消防機関は、主体となって人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

(6) 応援要請

各地方公共団体及び防災関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第3 東日本旅客鉄道(株)高崎支社

1 防災体制の強化

(1) 気象状態の観測

上尾、北本、吹上、籠原、本庄、越生、小川町、折原、用土、丹荘に雨量計、寄居に風速計を備え、暴風雨の時これを活用して線路の警戒に当たるものとする。

(2) 災害発生のおそれのある箇所の把握

沿線の開発等により、年々災害発生のおそれのある箇所が変わるので、常にこれを把握して、風雨雪時の線路警戒を重点的に行うものとする。

(3) 非常招集計画の策定

毎年個人別に非常招集の連絡統計を作り、勤務時間外に事故が発生した場合の動員体制を整えるものとする。

(4) 応急復旧計画の策定（工法、人員、資材計画）

主要要注意箇所について毎年被害を想定し、復旧計画を策定するものとする。

(5) 部外団体への協力依頼

毎年、防災関係機関の部外団体に有事の際の協力を依頼するものとする。

2 事故発生の場合の応急措置、内部体制の確立

J R部内においては、次に掲げる事項について具体的な計画を策定し、これを社員に徹底させ適切な応急対策活動の励行に努めるものとする。

(1) 運転事故発生時の応急処置体制

- 社員の非常招集計画及び作業分担の指定
- 復旧責任者が到着するまでの処置
- 復旧責任者が到着した後の処置
- 情報の連絡その他の注意事項

(2) 事故種別ごとの応急処置要領

- 送電故障事故（架線の断線による車両の火災等）のとき。
- 停車場間の途中で列車脱線事故が発生したとき。
- 踏切障害事故（自動車等と衝突して負傷者を出した）のとき。
- 運転の途中で線路又は電車線路の異常を発見したとき。

【関連通ちょう】

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・線路に災害発生のおそれのある場合の列車運転取扱い方・事故のため旅客列車が停車場間の途中に停車した場合の旅客の誘導方及び列車取扱い方その他について・旅客運送事故情報取扱補則・災害又は事故発生の場合における給食手続 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 災害時における救護活動

事故発生時における救護活動は、救護班が行うものとする。

災害の規模に応じて、最寄りの防災関係機関に応援を求めるものとする。

第4 秩父鉄道(株)

1 災害予防計画

(1) 運転事故防止対策委員会

運転事故防止のため安全統括管理者を委員長とする委員会を設け、事故及び災害防止の基本的な要件となる事項を総合的に企画調整し推進するものとする。

(2) 災害防止

ア 観測機器設置

災害を早く察知するため下記の設備を設け観測するものとする。

(ア) 地震計

波久礼

イ 気象災害の予防

気象の災害に対しては、それらが予想される地域（場所）に対し、下記各種の予防処置を講じ、かつ巡視を頻繁に行い、防護工の機能の確認に努めるものとする。

- 防護擁壁の修理、増強、新設（対土砂崩壊、落石）
- 廃水設備の修理、補強、新設
- 堤防斜面強化
- 路盤防護
- 側溝改良
- 融雪カンテラの整備、設置

ウ 人為災害の予防

人為災害はほとんどの場合突発的に起こり、その予防は困難であるが、下記対策をとって、極力これの軽減を図るものとする。

- 交通安全関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して事故防止活動を進めるとともに、普及啓発を行い、交通安全意識の向上を図るものとする。
- 踏切保安設備の設置
- 踏切道の廃止、統合、交通規制
- 踏切道の構造改良
- 道路縁ガードレールの設置
- 橋桁の桁下高の標示及び橋桁防護工の設置

2 災害応急対策計画

(1) 災害拡大防止

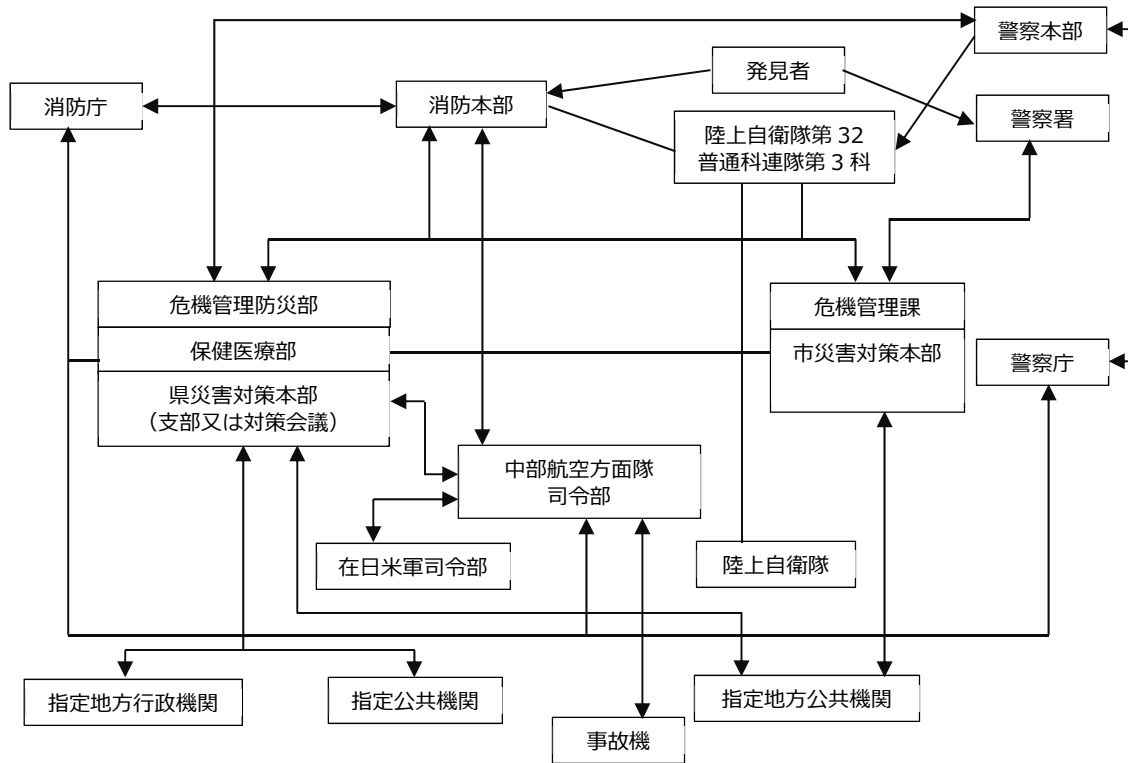
- 気象の災害が発生するおそれのある時は、その規模により鉄道自体にて第1～3種警備を発令し、要注意箇所に対し固定監視又は特別巡視を行い、安全運転を確保するものとする。また、災害を早期に発見し継発事故を防ぎ、災害の拡大を防止するものとする。
- 人為災害の拡大を防止するには、直後の処置が最も重要であり、このため平常時から交通安全関係各機関と連絡をとり、市民及び道路運送業者に交通安全意識を普及し、特に下記を期待するものとする。

- ・道路運送車両は必ず法規で定める防護器具を携帯し、事故が発生した場合、遅滞なく防護処置を講ずること
- ・事故発生場所付近の市民又は一般通行者の鉄道当局に対する速報等の適切な協力

(2) 災害復旧

一度災害が発生した場合は、鉄道は自力にて速やかにこれを復旧し、列車を運転して輸送再開に努めるものとする。また、災害が各所にわたり、その規模の大きい場合には、災害対策本部を設置し、必要により関係防災機関に連絡して、その協力を要請するものとする。

【自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制】



第3 応急措置

1 情報収集

(1) 県への報告

市は、市内に航空機事故が発生した場合、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して既に措置した事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に報告する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

ア 乗客等の避難

消防機関は、航空機事故が発生した場合、事業者、警察等と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導を実施するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講ずる。

(2) 災害現場周辺の市民の避難

市長、警察官等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、「第2編 第2章 第8節 避難対策」を準用して、避難指示等を発令する。

(3) 救出、救助

市は、事故救急対策本部等を設置して、消防機関を主体とした救出・救助活動に当たる。また、必要により協力者の動員を行う。

3 消火活動

消防機関は、航空機が市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるため、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

4 応援要請

市長は、航空機事故発生時において、防災関係機関の相互応援協力により適切な応急救助を実施する。

第8節 電気通信設備災害対策計画

第1 目的

市内における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的とする。

第2 災害予防計画

災害の発生が予想される場合、東日本電信電話(株)埼玉事業部に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。

- 情報連絡員の確保
- 復旧要員の服務計画
- 可搬無線機等の出動準備
- 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 移動電源車等の出動準備態勢の把握
- 建物の防災設備の一覧
- 非常持出の準備
- 復旧活動の準備
 - ・工事用車両の確保
 - ・工事用工具、計測器類の点検整備
 - ・復旧資材の緊急確保
 - ・設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - ・非常食料の確保及び炊出しの準備
 - ・救護活動の準備

第3 災害発生時の対策

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとする。

1 応急対策措置

- 災害時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
- 被害状況の把握
- 応急復旧班の編成
- 社員の動員計画
- 社外関係機関との情報連絡
- 資材の輸送計画
- 電源設備の確保
- 建物の防災
- 広報活動

第4 社外機関との協調

1 地方公共団体の災害対策本部との協調

東日本電信電話(株)埼玉事業部は、災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

- 災害に関する情報の提供及び収集
- サービス提供状況、及び復旧状況

第9節 電力施設応急対策計画

第1 目的

市内の台風、雪害、水害、地震その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

第2 防災体制

市内の非常災害に際し、事前対策、被害状況の把握、災害復旧等を迅速、的確に推進するため、あらかじめ防災体制を編成して、埼玉県防災会議及び他の諸官公庁等と日常より連絡の疎通を図り、万全の準備を樹立しておくものとする。

なお、防災体制の確立及び運用については、県防災計画を準用するものとする。

第3 平常時の対策

1 情報連絡体制の整備

災害の発生に備えて、電気事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

更に、広域的な停電等の突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 電力施設の災害予防対策

電力施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域での二次災害防止と被災地域外における電力供給確保を目的として、電力の供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

なお、県地域防災計画に定められる東京電力パワーグリッド(株)等の電気事業者の災害予防対策は次のとおりである。

- 防災訓練
- 電力設備の災害予防措置に関する事項
- 防災業務施設及び設備の整備
- 災害対策用資機材等の確保及び整備
- 電気事故の防止

第4 電力施設の災害応急対策

電気事業者は、それぞれが策定する防災業務計画に基づき、電力施設等に係る災害応急対策を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる電気事業者の災害応急対策は次のとおりである。

- 通報・連絡
 - 通報・連絡の経路
 - 通報・連絡の方法
- 災害時における情報の収集、連絡
 - 情報の収集・報告
 - 情報の集約
- 災害時における広報
 - 広報活動
 - 広報の方法
- 要員の確保
 - 対策要員の確保
 - 復旧要員の広域運営
- 災害時における復旧資機材の確保
 - 調達
 - 輸送
 - 復旧資材置場等の確保
- 災害時における電力の融通
- 災害時における危険予防措置
- 災害時における自衛隊の派遣要請
- 災害時における応急工事
 - 応急工事の基本方針
 - 応急工事基準
 - 災害時における安全衛生
- ダム管理
 - 管理方法
 - 洪水時の対策
 - 通知、警告
 - ダム放流
 - 管理の細目
- 復旧計画
- 復旧順位

第10節 ガス施設防災業務計画

第1 目的

この防災業務計画は、災対法第39条第1項及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

なお、防災体制の確立及び運用については、県防災計画を準用するものとする。

第2 災害予防に関する事項

1 情報連絡体制の整備

災害の発生に備えて、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者等と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

更に、突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 ガス施設の災害予防対策

ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地域外におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

なお、県地域防災計画に定められる東京ガス(株)の災害予防対策は次のとおりである。

- 防災体制の確立
- 防災教育
- 防災訓練
- 非常事態対策諸規則類の整備
- ガス施設の災害予防措置に関する事項
- 災害対策用資機材等の確保及び整備
- ガス事故の防止

第3 災害応急対策に関する事項

1 情報連絡体制の確立

ガス施設が被災し、長期間にわたりガスの供給停止等が継続するとき、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

2 ガス施設の災害応急対策

ガス小売事業者・一般ガス導管事業者は、それぞれが策定する防災業務計画に基づき、ガス施設等に係る災害応急対策を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる東京ガス(株)の災害応急対策は次のとおりである。

- 災害時における情報の収集・連絡
 - ・地震震度、気象予報等の収集・報告
 - ・通信連絡
 - ・被害状況の収集、報告
- 災害時における広報
- 対策要員の確保
- 事業継続計画の策定・発動
- 災害時における復旧用資機材の確保
- 非常事態発生時の安全確保
- 災害時における応急工事
- 応急復旧対策

第11節 文化財災害対策計画

第1 基本方針

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

市内には、5世紀の終わり頃から7世紀の初め頃に造られた古墳をはじめとして、多くの史跡、文化財がある。令和4年8月10日現在、国指定8、県指定23、市指定67、国登録6の文化財が指定、登録されている。

第2 実施計画

有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、落雷、火災などの災害が予想されるが、建造物、絵画、彫刻、考古資料等は可燃物が多いことから、防火対策を最重点にそれぞれの文化財の性質、形状に応じその保全を図る。

1 全般的な対策の推進【文化財保護課、消防本部】

市消防本部及び教育委員会は、各種文化財の防火を中心とした保護対策を推進するため次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- 文化財に対する市民の防災思想と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- 所有者又は管理者に対する管理保護についての必要な措置の勧告
- 管理等に対する補助金の交付

2 文化財の防火対策【消防本部、文化財保護課】

市消防本部及び教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対し、次の事項等について指導し、文化財の防火対策を徹底する。

(1) 火災予防体制

- 防火管理体制の整備
- 文化財に対する環境の整備
- 火気使用の制限
- 火気の厳重警戒と早期発見
- 自衛消防と訓練の実施
- 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の整備強化
- 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- 所有者に対する啓発
- 管理保護についての助言と指導
- 防災施設に対する助成